

意見書案第4号

巨大災害発生に対する体制の整備を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和31年議会規則第7号）第13条第1項の規定により提出する。

令和8年3月25日提出

提出者

江別市議会議員 石 田 武 史

〃 稻 守 耕 司

〃 猪 股 美 香

〃 長 田 旭 輝

〃 高 橋 典 子

## 巨大災害発生に対する体制の整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨などの自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしています。特に、今後発生が懸念される東海地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されています。

このような状況を踏まえ、国は防災庁の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めていますが、実際の災害対応においては、地方公共団体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠です。

よって、国におかれましては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、下記の事項について速やかに対応されるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 東海地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方公共団体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される防災庁においては、国と地方公共団体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方公共団体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月25日

北海道江別市議会

提出先  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣（防災担当）  
総務大臣